

平成28年度

危険廃屋等解体撤去促進事業補助金

評価表 NO.

61

所管部課名	建築住宅課		担当者	大園 厚彦				
事務事業名	危険廃屋解体撤去促進事業費							
根拠法令	薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成28年度 予算額	8,850 千円	国県支出金 千円	一般財源 8,850 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	危険廃屋等解体撤去促進事業を行った棟の数		28件		平成33年度			
成果指標②								
補助対象者	危険廃屋等の所有者又は当該危険廃屋等の解体撤去について所有者から委任を受けた者							
補助対象経費	危険廃屋等の解体撤去工事に要する費用							
補助対象事業・活動の内容	・補助対象建築物 危険廃屋、認定廃屋及び景観支障廃屋 ・補助対象工事 解体撤去業者に依頼する危険廃屋等の全部若しくは一部の解体撤去工事							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	・危険廃屋及び認定廃屋 解体撤去工事に要する費用の3分の1とし、限度額は30万円 ・景観支障廃屋 解体撤去工事に要する費用の2分の1とし、限度額は45万円							
上記項目の積算方法	同一敷地又は同一所有者について1回限り							
補助を受ける事業（団体）等の経過3年間の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		28,178,842	73.4%	48,535,225	72.4%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成			28,178,842	73.4%	48,535,225	72.4%
		市補助金			10,238,000	26.6%	18,532,000	27.6%
						0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
	計	0		38,416,842	100.0%	67,067,225	100.0%	
	支出	事業費				0.0%		0.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
		工事請負費			38,416,842	100.0%	67,067,225	100.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		38,416,842	100.0%	67,067,225	100.0%
	支出計/前年度支出計						174.6%	
	自己資金/前年度自己資金						172.2%	
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				33		64		
成果指標の推移①								
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】なし（平成26年度創設） 【事業のPR方法】市広報紙及びホームページに掲載 【費用対効果】空家等対策特別措置法が施行され、廃屋の認識がさらに高まり増加する見込み 【補助事業以外の事業】金融機関による解体等の費用に対する空き家対策支援ローンの設置							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	個人の建築物の除却に対する補助であるが、市内の業者を利用して行うため、経済効果もあり、また、危険な建築物が無くなることで、生活環境の保全を図ることができる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	②に該当。 高齢化や人口の減少を勘案すれば、確実に空家が増加する。財産として消滅していくものに対し、経済的な負担が大きくなかなか工事に踏み込めない現状である。 行政による工事費の一部を支援することにより、後押しをする効果がある。 また、経済効果にも繋がる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	新たに危険廃屋が増えていく中、全てを解消することは困難であるが、増に対する抑制にはなっている。管理者の特定が難しかったり、経済的な理由で解体が進まない状況である。補助金をきっかけに経済的なネックが解消し、解体に至っているものも多いため、一定の効果は生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	個人所有の危険な廃屋の解体撤去については、個人で行うべきものであり、地域住民の生活環境の保全を図るため、行政として支援するものである。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	甕島以外の地域については、補助率1/3、限度額が30万円、甕島地域については、補助率1/2、限度額が45万円と定めている。県内他市町も同程度の助成であり、個人負担も50～66%以上あることから妥当であると考ええる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	5年前の調査では、周辺に影響を与えるような危険な空き家が400棟弱あるとしている。今後、高齢化も進み増えるものと想定しているが、周辺に及ぼす危険な状態が解消できるまでは実施したい。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	経済的な理由に対する金融機関の利用も可能なため、結果的に経済波及効果も生まれる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助率が33～50%で個人負担が50～66%以上となる。公共工事と比較すると、同じ経済効果を上げるためには、2～3倍の公費負担が必要となる。 「最小の経費で最大の効果を上げる。」最も有効な手段と考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	全ての老朽化した空家が対象になるわけではなく、周辺に影響を及ぼす危険な廃屋であると確認したものについて、対象としているため、著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☒拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈上記方向の理由〉 将来の人口動向を勘案すれば、対象となる空家が増加するのは明確である。また、空家に関する建築指導の相談も増加しているが、この制度は、問題解決の大きな力になるものと判断している。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 当初、市の単独予算で出発したが、将来予算額を増大させるためには、国庫補助・交付金等の活用を図る必要がある。		〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
			〈まとめ〉

○薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付要綱

平成26年4月1日

告示第225号

改正 平成27年3月15日告示第160号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、適切な管理が行われていない危険廃屋等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に、当該危険廃屋等を解体撤去する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 廃屋 所有者等が現に居住その他の用に供しない建築物で、かつ、状態が不良であるものをいい、損壊等により現に居住その他の用に供することが困難であるものを含む。
- (3) 危険廃屋 前号に規定する廃屋のうち、状態が著しく不良であり、かつ、倒壊等により周辺住民等に危険を及ぼすおそれがあるものとして、一般交通の用に供する道、宅地、公園その他これらに類するものに近接するものをいう。
- (4) 認定廃屋 第2号に規定する廃屋のうち、防災、衛生、景観等について地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして廃屋判定委員会により認定されたものをいう。
- (5) 景観支障廃屋 第3号に規定する危険廃屋又は前号に規定する認定廃屋のうち、特に景観を保全する必要がある地域に存するものをいう。
- (6) 解体撤去業者 市内に本店又は営業所を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の右欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは

とび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の登録を受けたものをいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 市税等を滞納していない者で、かつ、市内に存する危険廃屋、認定廃屋若しくは景観支障廃屋（以下これらを「危険廃屋等」という。）の所有者又は当該危険廃屋等の解体撤去について所有者から委任を受けた者

（2） 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（1） 工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）が30万円以上であること。

（2） 解体撤去業者に依頼する危険廃屋等の全部若しくは一部の解体撤去工事又はその他市長が補助の対象として適当と認める工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等は補助の対象としない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（1） 公共事業による移転、建替えその他の補償の対象となる建築物の解体撤去工事

（2） 建築物以外の工作物等の解体撤去工事

（3） 抵当権その他第三者の権利が設定されている危険廃屋等（その効力が既に失効しているにもかかわらず、登記事項証明書に記載されているものを除く。）

（4） 第13条に規定する通知があった日から3年以内に、当該土地の売却又は当該土地への建築物等の建設の計画があるもの

（5） 前各号に定めるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認める工事

（補助金の額等）

第6条 補助金の額及び限度額は、次の各号に定めるところによる。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 危険廃屋及び認定廃屋 補助金の額は補助対象工事に要する費用の3分の1とし、その限度額は30万円とする。

(2) 景観支障廃屋 補助金の額は補助対象工事に要する費用の2分の1とし、その限度額は45万円とする。

2 補助金の交付回数は、原則として同一敷地又は同一所有者について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、解体撤去工事の着手前に薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 危険廃屋等の登記事項証明書の写し（ただし、登記のない危険廃屋等については固定資産評価証明書、売買契約書等関係書類の写しとすることができる。）

(3) 代理権限を証する委任状（申請者と所有者が異なる場合又は所有者が複数である場合）

(4) 市税の滞納がない証明書又は未納がないことが分かる証明書

(5) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）の写し

(6) 危険廃屋等の位置図及び配置図

(7) 工事着手前の危険廃屋等及び敷地全景を含む周辺の現況写真

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(解体撤去工事の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、解体撤去工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業計画変更承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更後の工事見積書（内訳明細の付いたもの）の写し

(2) 変更工事箇所及び内容の分かる図面及び写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出しようとする者は、その工事の内容が補助対象工事の要件を満たしているか等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(補助金の額の変更交付決定通知)

第10条 市長は、前条の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 申請事項の変更により補助対象経費が増額となっても、補助金の交付決定金額は増額しないものとする。

(解体撤去工事の取りやめ)

第11条 第8条又は前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者が、当該通知に係る解体撤去工事を取りやめようとするときは、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業計画取りやめ届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた申請者は、解体撤去工事が完了した翌日から起算して20日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 解体撤去業者の発行する危険廃屋等解体撤去工事完了証明書(様式第8号)

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票A票の写し

(3) 工事施工中及び工事完了後の写真

(4) 工事代金領収書(内訳明細の付いたもの)の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を確定し、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金交付確定通知書(様式第9号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第14条 前条の通知を受けた申請者は、市長の指示するところにより、当該補助金の交付を請求することができる。

(調査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し又は返還)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者に対し、薩摩川内市危険廃屋等解体撤去促進事業補助金(変更)交付決定(一部)取消通知書(様式第10号)を交付し、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 第13条に規定する通知があった日から3年以内に、当該土地の売却又は当該土地への建築物等の建設をしたとき。

(2) 申請者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めたとき。

(3) 申請者から第11条の規定による届出があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

(成果)

第17条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、地域住民の生命、身体又は財産の保護及びその生活環境の保全とする。

(見直しの期間)

第18条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第19条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、危険廃屋等解体撤去促進事業を行った棟の数によって測定するものとする。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成27年3月15日告示第160号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。